資料3

都市ガス保安の取組状況に関するトップヒアリングの結果について

平成１８年3月３日
原子力安全・保安院
ガ ス 安 全 課

Ⅰ．ヒアリングの趣旨

企業活動における保安体制を確立するためには、経済産業省内に設置された産業事故連絡会において実施した「産業事故調査結果の中間とりまとめ」（平成１５年）、及び「産業事故に関するアンケート調査結果」（平成１６年）で指摘されているとおり、経営トップの積極的な関与が重要であると考えられる。

原子力安全・保安院は、産業保安におけるトップマネジメントの重要性に鑑み、都市ガスの保安に係る基本的認識及び具体的取組等について、一般ガス事業及び簡易ガス事業の各社社長等経営トップから直接話を伺うとともに、幅広い観点から意見交換を行った。

当ヒアリングは、平成１７年１１月初旬から１２月初旬にかけ、当院産業保安担当審議官が中心となって、本院所管の大手事業者を含む全国の一般ガス事業者１０社及び簡易ガス事業者４社の合計１４社を対象に実施した。

Ⅱ．ヒアリングの結果

１．保安に関するトップマネジメントについて

（1）保安に関する経営トップの基本認識

全ての経営トップから、保安は重要な経営課題のひとつであるとの基本認識の表明があり、その理由としては、「安全確保は公益企業であるガス事業者としての責務である」、「需要家に、安全・安心・信頼してガスを利用してもらうことがガス事業者の責任である」等の事業者責任を挙げた経営トップが最も多かった。また、エネルギー間競争等が激化し一層の経営効率化が求められているとの現況に言及した上で、「厳しい競争を勝ち抜くためには、安全確保が大前提である」等とした経営トップもあったが、両方の観点から保安の重要性に言及する場合も多く見られた。

また、保安面でとりわけ重要であると経営トップに認識されている課題としては、地震対策、経年管対策、業務用需要家対策、他工事対策等であった。特に、地震対策については、ここ１年程の間に新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などガス事業に被害を及ぼした地震が続いたことを反映し、重要課題として強く意識されていることが窺われた。また、業務用需要家に対す

る保安上の懸念を表明する経営トップも複数見られた。

（2）保安に関する経営トップの行動と安全確保のための方針共有

安全を確保するために、多くの経営トップから現場との意志疎通の円滑化の重要性に言及があり、自ら現場を巡回し現場の作業員等と直接意見を交換する機会を設けているケースやトラブル等に関する情報を現場の担当者から直接聴取するケースが多く見られた。また、現場の情報を的確に把握するため、「幹部を通さずに情報収集を行う」、「経営トップに情報提供をした者の責任は問わない」等の工夫を凝らしているケースも見られた。

保安に関する経営トップの方針の共有については、社内での幹部会議や直属の部門横断的な保安組織を設置し方針の検討と実施の確認を行っている事例が多く挙げられた。また、一部の経営トップからは、自ら定期的に社員に対して訓示を行う等、社員に対して直接メッセージを届けている事例が紹介された。

また、社員に対し自らの緊急時対応に対する姿勢を見せるため、「在任中は私的な外泊旅行には出かけない」等の自己規律に心がけているケースがあった。

（3）保安管理体制について

社としての保安管理体制の重点としては、多くの経営トップが、保安の総括管理組織の設置、緊急時対応体制の強化、協力会社との連携等に言及した。

保安の総括管理組織については、前述のとおり経営トップ直属の部門横断的な保安組織を設置し、年に数回程度、保安方針の決定や実施状況のフォローアップを行っているものである。

また、簡易ガス事業者では、事業地域が分散する傾向があるため、本社による一括管理体制の構築に努力している等の紹介があった。

緊急時対応体制については、多くの事業者で、緊急時対応のための部門横断的組織（非常設）を設け機動的な対応体制を確保しようとしている。

また、協力会社に関しては、現場作業の一部を協力会社に外注している事業者が多く、中核的な保安業務は自社社員が行うとした経営トップも見られたが、保安レベルが協力会社によって左右されることから、協力会社との連携やそのレベルアップを保安管理体制上の重点と位置付けている経営トップが多く見られた。

なお、保安管理体制に関連し、何人かの経営トップに保安に係る経費・投資の配分の考え方について尋ねたところ、いずれも経営を効率化したとしても保安に必要な額は優先的に確保するとしていた。ただし、どの範囲を保安に係る経費・投資とするかについては事業者間で差異が見られた。

（4）法令遵守について

経営トップの多くから、保安を含む法令遵守の観点から社内における監査機能の強化やコンプライアンス関連部署の設置等、社内体制の整備を図っているとの説明があった。

２．保安に関する具体的な取組について

経営トップから説明があった保安に関する具体的な取組分野を整理すると、高経年化対策、地震対策、需要家保安対策、他工事対策、人材対策等であった。

（1）高経年化対策

全ての経営トップから低圧の経年管について言及があり、ガス事業にとってはこれが依然として大きな懸案事項となっているとの認識が窺われた。この対策としては、ポリエチレン管への計画的入替とそれを促進するための投資である。現在は概ね計画通りに対策が進んでいるが、エネルギー間競争の激化等を背景に今後の投資経費の確保に懸念を抱く経営トップも見られた。

一方、これ以外のガス設備の高経年化対策について言及する経営トップはごく少数であり、経年管以外のガス設備に関して高経年化の問題があるとの認識がなされている度合いは低いと考えられる。

また、天然ガスの導入に伴い古いガス製造設備を廃止する計画の紹介が幾つかあった。

（2）地震対策

地震対策については、阪神淡路大震災を踏まえた対策が一段落したものの、ここ１年程度の間に連続して発生した大規模地震に触発され、また東海地震や宮城沖地震など近い将来に発生するかもしれないとされる大型の地震に対応するため、一層の実施・充実を計画している事業者が多く見られた。

紹介があった対策の内容としては、防災センター等の中枢機能の強化、供給停止ブロックの細分化と地震計の増設によるきめ細かな対応体制の整備、自動遮断装置の導入・拡充、ポリエチレン管への積極的入替などである。

（3）需要家保安対策

事故による死亡者数の過半が消費段階で発生していることなどを背景として、全ての事業者から需要家保安対策が日常的に直面している保安上の重要課題であるとの認識が示された。需要家保安対策の指針のひとつが、平成１０年に策定された「ガス安全高度化検討会報告書」及びその中の安全高度化目標であり、これらを踏まえて非安全型機器の取替促進、不良給排気設備の撲滅、ガス警報器の普及促進等種々の対策が実施されている。

他方、ガス警報機はガス事故防止に有効であるものの、頻繁に警報が鳴るためスイッチを切ってしまう需要家がいること、低所得層への普及が難しい現状など様々な課題が示された。また、業務用厨房については、不完全燃焼防止装置が設置されていない機器が多く操作が難しいこともあるため、今後、経験の少ないアルバイト店員や日本語の取扱説明書の理解等が難しい外国人従業員が増えることにより事故が増えるのではないかという懸念が示された。

また、公営住宅については、その大きさに合った風呂釜を製造するメーカーが少なく費用が高額となること等から、付け替えなどの対策が困難である場合があり、自治体の積極的な取組に期待している旨の意見があった。

なお、平成１９年に予定されている１０万 ㎥ 以上までの自由化範囲拡大に係る需要家保安については、ガス事業者の責務として最大限の対応をしていきたいとの意見があった。

（4）他工事対策

他工事対策については、各事業者とも決め手がなく他工事業者等に対する地道な周知・広報活動を行っている。一部の事業者では、他工事によるガス管への接触を検知する遠隔監視システムを開発・導入している例が紹介された。

（5）人材対策

今般、産業全般において団塊世代の職員が持っている高度な技能及び知識等の継承が所謂「２００７年問題」として課題となっているところ、ガス事業においても、保安技術の伝承の成否が懸念材料であり、後継者の育成、定年退職する職員の技能・知識の承継・活用等が重要課題であるとした経営トップが多く見られた。また、経営の効率化が求められる環境下ではあるが、保安要員は減らさない方針を堅持するとした経営トップも見られた。

後継者育成のため、多くの事業者が研修制度や独自の資格制度を設けており、例えば、ベテラン技術者のうち一定以上の技能を有する者を、高度な技能を後継者に伝承することが求められる「マイスター」等として認定している例もあった。

また、日常の保安業務におけるヒューマンエラーの撲滅を掲げ、自社及び協力会社の社員に対する指差呼称等を含めた基本教育の徹底を重視するとした事業者もあった。

III. 行政に対する要望事項

要望として最も多かったのは、経年管対策に対する国の支援の拡充・継続であった。また、簡易ガス事業者の一部からは、ガス料金の調整制度の弾力化、ガス事業法と液化石油ガス法の技術基準及び運用の整合性に関する要望があった。

Ⅳ．ヒアリングの総括評価

今回のヒアリングは都市ガス分野では初めての試みであり、経営の観点も含めたそれぞれの経営トップの保安に対する認識と取組状況の相違の理解、事業者と規制庁の意志疎通等を増進するうえで非常に有益であった。

大多数の経営トップが保安はガス事業者としての社会的責務であると捉えており、安全規制の枠内に留まらない自主的な保安対策に取り組んでいることが、ヒアリングを通じて改めて認識された。他方、エネルギーに関する需要家の選択肢の広がり等を背景に競争環境が進展し、経営効率化と保安が相克する可能性がある中で、安全確保が競争を勝ち抜く重要な要素であるとの見方も紹介された。これは、保安に取り組む意義について、ガス事業を取り巻く近年の環境変化を踏まえつつ、今や「安全・安心」の提供が需要家獲得の重要な要素であるとの認識を示したものとして注目される。

また、ヒアリングを通じて、各事業者とも安全確保に注力していることが確認できたが、昨年からの原料費高騰、今後の自由化範囲の拡大やエネルギー間競争の激化等により、経営を取り巻く環境は更に厳しくなり、保安に投資できる資金が十分確保できなくなる恐れも懸念される。しかしながら、今後、保安対策として取り組むべき課題として、高経年化設備の維持管理等に係る保安対策、マッピング・システムの導入等導管情報の整備、技能伝承の問題、事故原因の究明等を通じた需要家保安対策などがあり、これらの課題に確実に対応していくことが肝要と考える。

一方、地震災害に対しては様々な対策が講じられているものの、万が一、発生した場合には、停電、設備被害や道路の寸断や想定外の被害により遠隔地のガバナーにおける早期の遮断が困難になる場合等もあり得るため、それらを想定した対策が重要であると考えられる。

こうした課題への取組も含め、今後とも各事業者において安全確保のための取組が着実に行われることを期待するとともに、当院としても今回のヒアリングで得られた貴重な情報を今後の規制行政に活かしていく所存である。

なお今後とも、本院及び産業保安監督部において、今回のような機会を適宜設けることとしたい。

【参考：トップヒアリングを実施したガス事業者】

<u>○一般ガス事業者</u>
大阪ガス株式会社
京葉ガス株式会社
西部ガス株式会社
四国ガス株式会社
静岡ガス株式会社
仙台市（ガス局）
東京ガス株式会社
東邦ガス株式会社
広島ガス株式会社
北海道ガス株式会社

<u>○簡易ガス事業者</u>
東京ガスエネルギー株式会社
東上ガス株式会社
日本瓦斯株式会社
堀川産業株式会社

（五十音順）